

令和2年2月7日

青森県知事 三村申吾 殿

青森県地方独立行政法人評価委員会
委員長 伊藤成治

意見書

公立大学法人青森県立保健大学中期計画（案）について、地方独立行政法人法第78条第4項の規定に基づく意見は、下記のとおりです。

記

1 意見

本計画（案）は、令和2年4月1日から令和8年3月31日までを期間とする公立大学法人青森県立保健大学中期目標を達成するための具体的な計画として、適当な内容であると認められる。

なお、当委員会での議論の過程を踏まえ、次のとおり補足意見を付す。

<補足意見>

県の政策・施策の基本的な目標等に関連する項目や、大学を取り巻く環境の変化による影響が少ない項目については、中期目標の達成状況をよりの確に把握するために、数値目標などの客観的な基準を設けることが望ましい。